

第 22 号

令和 4 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	202,940人
	外	来	244,701人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	556人
	外	来	1,007人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		3,040,223千円
	医療器械及び備品購入費		1,473,150千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			25,542,380千円
第1項 医業収益			21,823,182千円
第2項 医業外収益			3,719,198千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			26,526,470千円
第1項 医業費用			25,093,629千円

第2項 医 業 外 費 用 1,432,841千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,163,228千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,196千円及び過年度分損益勘定留保資金1,152,032千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 10,460,174千円
 第1項 企 業 債 4,419,000千円
 第2項 負 担 金 977,570千円
 第3項 他会計からの借入金 5,000,000千円
 第4項 補 助 金 63,604千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 11,623,402千円
 第1項 建 設 改 良 費 4,515,903千円
 第2項 企 業 債 償 還 金 1,867,499千円
 第3項 他会計からの借入金償還金 5,240,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 4,419,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,803,184千円
(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,860,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	医療器械	血管造影X線診断装置	一式

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 23 号

令和 4 年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	331,500,000 k W h
	太陽光発電所	4,653,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,010,748千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 事業	収益	3,910,903千円
第1項 営業	収益	3,903,112千円
第2項 財務	収益	1,370千円
第3項 事業外	収益	6,421千円
支		出
第1款 事業	費用	3,580,933千円
第1項 営業	費用	3,464,767千円
第2項 財務	費用	1千円
第3項 事業外	費用	111,165千円
第4項 特別	損失	2,000千円
第5項 予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額692,039千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額91,796千円、建設改良積立金386,465千円及び過年度分損益勘定留保資金213,778千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的 収 入	518,809千円
第1項 固定資産売却代	1,023千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	517,786千円
支 出	
第1款 資本的 支 出	1,210,848千円
第1項 建設改良費	1,010,748千円
第2項 投 資	200,100千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野谷発電所構築物現状診断業務委託契約	令和5年度	33,000千円
日野谷発電所他遠方監視制御装置取替事業工事請負等契約	令和5年度	178,164千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 998,427千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	34	吉野川北岸工業用水道	21
		阿南工業用水道	13
(2) 年間総給水量	67,207,450m ³	吉野川北岸工業用水道	38,554,950m ³
		阿南工業用水道	28,652,500m ³
(3) 1日平均給水量	184,130m ³	吉野川北岸工業用水道	105,630m ³
		阿南工業用水道	78,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	382,923千円
		阿南工業用水道改良工事	133,453千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益			1,251,000千円
第 1 項 営 業 収 益			1,190,825千円
第 2 項 営 業 外 収 益			60,175千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用			1,197,248千円
第 1 項 営 業 費 用			1,173,509千円
第 2 項 営 業 外 費 用			23,739千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額565,306千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,646千円及び過年度分損益勘定留保資金527,660千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	302,261千円
第1項 固定資産売却代	108千円
第2項 他会計長期借入金	200,000千円
第3項 その他収入	102,153千円
支 出	
第1款 資本的支出	867,567千円
第1項 建設改良費	516,376千円
第2項 企業債償還金	52,985千円
第3項 他会計長期借入金償還金	285,186千円
第4項 国庫補助金返還金	13,000千円
第5項 投 資	20千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	令和5年度	82,500千円
取水ポンプ制御盤取替事業工事請負等契約	令和5年度	142,384千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら

以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 220,006千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令 和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

令和 4 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,070千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		7,773千円
第 1 項 営 業 収 益		7,740千円
第 2 項 営 業 外 収 益		33千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		1,302千円
第 1 項 営 業 費 用		1,301千円
第 2 項 営 業 外 費 用		1千円

(一時借入金)

第 4 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 26 号

令和 4 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	42,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款 事 業	収 益		75,749千円
第1項 営 業	収 益		75,060千円
第2項 営 業 外	収 益		689千円
支		出	
第1款 事 業	費 用		74,485千円
第1項 営 業	費 用		74,484千円
第2項 営 業 外	費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42,496千円は、過年度分損益勘定留保資金42,496千円で補てんするものとする。)

収		入	
第1款 資 本 的	収 入		204千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代			204千円
支		出	

第1款 資本的支出	42,700千円
第1項 建設改良費	42,700千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 27 号

令和 4 年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 2,520,000m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 6,904m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 流域下水道整備事業 | 80,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事業収益		981,572千円
第 1 項 営業収益		309,099千円
第 2 項 営業外収益		672,473千円
支 出		
第 1 款 事業費用		981,572千円
第 1 項 営業費用		865,393千円
第 2 項 営業外費用		116,179千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 資本的収入		641,386千円

第1項 企 業 債	320,000千円
第2項 補 助 金	268,641千円
第3項 負 担 金	52,745千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	641,386千円
第1項 建 設 改 良 費	80,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	528,786千円
第3項 他会計長期借入金償還金	32,600千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道整備事業	千円 320,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 19,407千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、363,946千円である。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

